

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（案）

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、

- ・地方自治体（市町村・特別区）の手上げ
 - ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み
- で実施。

1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準（幼児：保育者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない
設備	○面積基準：保育室 1.65㎡以上／人 ○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと
非常時の対応	【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・保育室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、保育の実態に応じて必要と考えられる措置）
幼児の処遇等	○活動内容 ・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育・保育の計画が策定・実施 ・各施設の活動方針に基づいた計画の策定 ○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理・安全確保【必須】 ○職員・子どもの帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能

5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・
小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、
認可外保育施設、預かり保育等の
利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

国主体

仕事・子育て 両立支援事業

仕事と子育ての
両立支援

・ 企業主導型保育事業
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

地域子ども・子育て 支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑬妊婦健診